

# 建設業退職金共済制度の紹介

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

## 1 はじめに

平成23年は、東日本大震災、夏から秋にかけての大雨、台風と、全国規模で未曾有の災害が日本列島を襲いました。また、今冬の年初より連日の降雪に見舞われ、大雪による被害が広範な地域で生じています。このような自然災害発生時に復旧・復興作業にあたられる建設業の皆様には敬意を表します。

一方、わが国の基幹産業である建設業を取り巻く環境は極めて厳しく、建設業の就業者が減少している中、特に建設技能者については、新規入職者の減少、高い離職率等により高齢化が進み、技術の継承が困難になってきています。こうした中で建設業が地域経済の中核を担う魅力ある産業として発展していくためには、将来を担う若手建設労働者の確保・育成、建設労働者の雇用の安定と福祉の増進、職場の魅力づくりなどを一層進めていくことが不可欠となっており、国土交通省においても、昨年6月、「建設産業の再生と発展のための方策2011」が取りまとめられ、同方策に基づく諸施策が進められております。

建設業退職金共済制度（建退共制度）は、昭和39年の創設以来、建設業の現場で働く労働者の退職金の支給を通じて雇用の安定と福祉の増進に寄与してきましたが、近年の厳しい状況の中でこそ皆様のお役に立てるものと考え、この場をお借りして建退共制度についてご紹介させていただきます。

## 2 建退共制度とは

建退共制度は、建設業の現場で働く労働者のために、「中小企業退職金共済法」により、昭和39年、国が創設した退職金制度です。

制度創設前夜、東京オリンピックの開催を控えて建設ラッシュが始まっていました。しかし、当時、中学卒業者の建設業充足率（就職／求人）は30%前後で、建設業は「最も若者に嫌われた業種」とも言える状態でした。また、既に中高年の労働者が次第に増加し、作業能率の低下現象が現れ、さらに、建設業には他の業種にはないような特殊な事情もありました。

- ①受注産業で、他業種のような見込み生産が不可能。
- ②事業がすべて有期事業である。
- ③以上の性格上、短期雇用契約のもとに労務が遂行される。
- ④同一の事業主に常用雇用されるケースはまれで、工事終了と同時に工事現場及び事業主を移動する労働者が多い。
- ⑤工事現場及び事業主が全国的に点在している。

このような状況を踏まえて創設された建退共制度は、事業主の方々が、現場で働く労働者の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が、多くの工事現場を勤め上げて、最終的に建設業界を退くときに、建退共から退職金を支払うという、いわば事業主の相互扶助の精神に基づく建設業界全体の退職金制度と

なっています。

おかげさまで、関係各位のご支援の下、制度創設以来、平成23年12月までの退職金支払い件数は206万人、支給総額は1兆4,183億円に達し、最高支給額は1,099万円となっています。また、平成23年12月末の共済契約者（事業主）数は18万事業所、被共済者（加入労働者）数は289万人となっています。さらに、平成23年12月末の資産総額は8,513億円となっております。

### 3 建退共制度の特徴

建退共制度のメリットとして5つの特徴をあげたいと思います。

#### ①国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続はきわめて簡単です。

#### ②退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A社からB社にかわっても、それぞれの期間を全部通算して計算されます。

#### ③国が掛金の一部を補助

新たに加入した被共済者（労働者）については、国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

#### ④掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。

#### ⑤経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、建退共制度に加入し履行している場合には、客観的・統一的評価の対象として加点評価されます。

### 4 建退共制度の手順

加入から退職金を受け取るまでの建退共制度の手順は、次のとおりです。

#### Step 1 契約できる人、加入できる人

#### ●契約できる事業主は？

建設業を営む事業主なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可を受けているとないにかかわらず契約できます。

#### ●加入できる労働者は？

建設現場で働く方なら、職種（大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・現場事務員など）にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。

#### Step 2 加入するには

各都道府県建設業協会内にある建退共の支部で「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んで下さい（加入手続に費用はかかりません）。

#### Step 3 加入すると

事業主には「建設業退職金共済契約者証」（写真1）、現場で働く労働者には「建設業退職金共済手帳」（写真2）が交付されます。

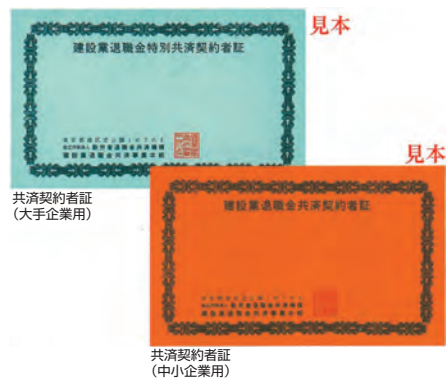


写真1 建設業退職金共済契約者証



写真2 建設業退職金共済手帳

Step 4 掛金を納めるには

●証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべて適用となりますので、必要に応じて、最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して証紙を購入してください（写真3）。



写真3 共済証紙

●共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払う都度（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたこととなります。

●取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第2地方銀行・一部の信用金庫、信用組合などで取り扱っております。

表1 掛金納付年数と退職金額

(単位:円)

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
2年	156,240	156,240
5年	390,600	408,177
10年	781,200	936,789
15年	1,171,800	1,548,078
20年	1,562,400	2,205,588
25年	1,953,000	2,927,547
30年	2,343,600	3,717,861
35年	2,734,200	4,610,382
40年	3,124,800	5,633,754

《掛金総額計算例》 掛金納付年数2年の場合  
 $2年 \times 12月 \times 21日 \times 310円 = 156,240円$

Step 5 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者又はその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

●請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票を添えて、建退共支部まで提出してください。

●受け取り方法は？

退職金は、請求書に記入された請求人個人の普通預金口座に直接振り込まれます。

●退職金金額は？

退職金については、表1、図1のとおりとなっております。働いた年数が長いほど有利となります。

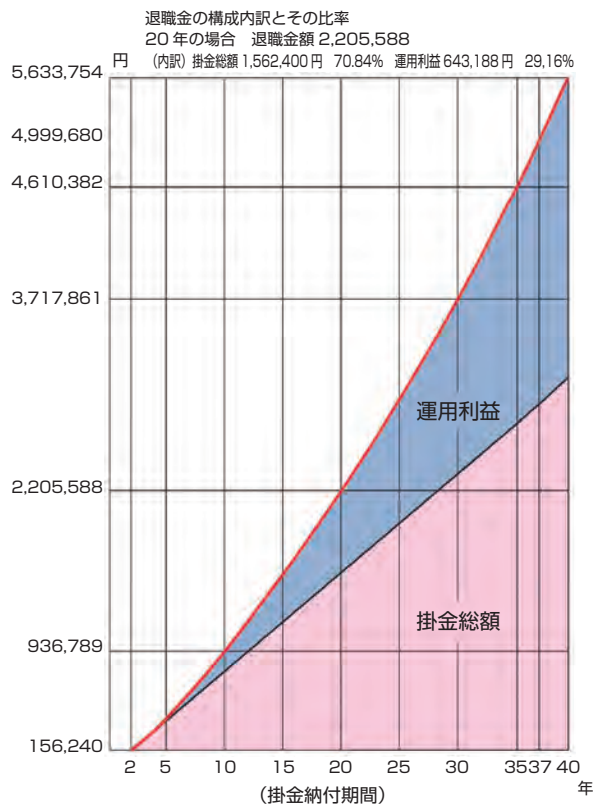


図1 退職金カーブ

## 5 現場標識シールの掲示

建設工事現場で働く建設業者及び建設労働者の方たちに建退共制度に対する意識を高めて頂くため、工事現場の出入口等に掲示するものです。

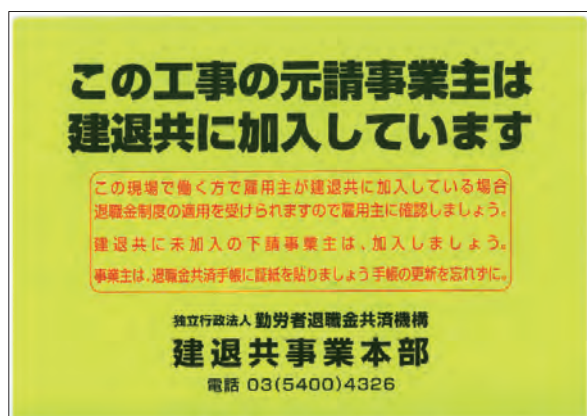


写真4 建設業退職金共済制度適用事業主  
工事現場標識（シール）

## 6 建退共の課題

### (1) 民間工事への普及

建退共に加入した共済契約者（事業主）は公共工事、民間工事を問わず自社の工事で働く建設労働者に対して働いた日数に応じて証紙を手帳に貼付することにより、共済掛金を納付することになります。公共工事においては平成11年の建設省建設経済局長通達等により、発注者が掛金収納書の確認を行うなど証紙貼付の履行を確認することとなっていますが、民間工事においては事業主の判断で証紙の貼付が行われている（時として行われていない）のが実態です。このため、（社）日本建設業連合会（日建連）では技能労働者の確保育成の方策の一環として建退共制度の活用、特に民間工事での建退共の普及を勧めることとしております。建退共本部では日建連と協力して民間工事での建退共の普及に努めています（日建連の取組みについては[http://www.nikkenren.com/activity/ikusei\\_1.html](http://www.nikkenren.com/activity/ikusei_1.html)を参照）。

### (2) 建退共加入者への周知

建退共への加入、証紙の貼付は事業主が行うため、労働者本人が手帳を保持していない場合が多く、建退共へ加入していることを知らない場合や、事業所を移動する際に手帳を受け取らずに移動してしまう場合もあります。退職金を受け取る権利は個々の労働者にありますから、労働者本人が建退共に加入していることを認識し、時々手帳への証紙貼付状況を確認することが重要です。建退共本部では、新規加入の際には労働者本人に建退共に加入したことを通知するとともに、事業主には建退共の現場標識シール（写真4参照）を掲示することや、手帳を労働者本人に定期的に確認させること、他の事業所に移動する場合には手帳を労働者本人に渡すことなどを呼びかけています。

### (3) 建退共制度の成熟と不安定な金融市場への対応

建退共は昭和39年の制度発足以来48年が経過し、制度として成熟してきています。平成10年以降は建設投資の減少に伴い、退職金支払額が掛金収納額を上回る状況が続いています。また、平成19年のサブプライムローン問題、平成20年のリーマンショック、平成22年のソブリン危機と金融市場が不安定な状況が続いており、運用資産から収益を上げることが困難な状況が続いています。このような状況下でも、建退共の財務内容は、責任準備金等の負債に対する純資産を十分に確保しており、制度の安定的な運営に資する基盤を有しております。

建退共本部では、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率的な資産運用を行なうため、資産配分割合等について自ら資産運用の基本方針を定め、資産運用にあたっており、近年の不安定な金融市場にあっても安定的な制度運営を実現しております。

## 【平成22年度決算概要】（単位未満を四捨五入）

掛金収入	45,968 百万円
退職給付金	60,908 百万円
資産	863,041 百万円
負債	805,880 百万円
純資産	57,162 百万円

資料出所：当機構建設業退職金共済事業等勘定  
財務諸表

## 7 おわりに

建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、建設技能労働者など工事の第一線で働く方々の福祉の増進と、建設業を営む企業の振興を目的として創設された退職金制度です。

これまで、国、建設業団体をはじめとする関係各位のご支援、ご協力により、業界内に着実に定着してきたところですが、今後とも建設業界の時代への要請に対応出来る良質な入職者を確保するため、なお一層活用していただけるのではないかと考えております。そのため、各方面の皆様のご協力をいただきながら、未加入事業主の方々に、本制度に加入していただくための多岐にわたる活動の強化に努めているところでございます。

建退共に加入されていない事業主様におかれましては、優秀な人材の確保、労働者福祉の充実のために、この機会に建退共への加入を是非ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、建退共制度について更に詳しくお知りになりたい方は、建退共HPをご覧ください。建退共本部又は建退共支部までお問合せください。

### 〈問合せ先〉

#### ○建退共本部

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部 事業推進室

4月末まで03-5400-4316、  
5月より 03-6731-2866 となります。

[建退共](#) で、ご検索ください。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

#### ○建退共支部

各建退共都道府県支部は、

[建退共 支部一覧](#) で、ご検索ください。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/shozaichi/shozaichi03.html>